

大野町高度処理型合併浄化槽(分譲住宅)設置整備事業

1 大野町の生活排水処理計画

私たちが生活していくうえで、水は絶対に欠かせないものです。

昭和47年から上水道事業に着手し、皆様のご理解をいただきながら事業を進め、平成19年10月に町全域の給水体制を整えることができました。

これからは、川の汚れを防ぐため、各家庭からの排水に対して地域の実情に合った生活排水処理事業を展開していきます。

生活排水を処理することにより河川水質の浄化、住環境の整備ができ快適な生活を送ることができます。

2 対象となる浄化槽の処理能力

この事業で対象となる浄化槽は以下の要件を満たした「高度処理型合併浄化槽」とします。

	放流水BOD	窒素	浮遊物質
高度処理型	10mg/l以下	10mg/l以下	10mg/l以下

3 補助対象となる条件

下水道の予定処理区域以外で、居住の用に供する建物に処理対象人員50人以下の高度処理型合併浄化槽を設置した分譲住宅等の事業者から建物を購入した者

＜この事業から対象外となる場合＞

- (1) 浄化槽法の設置の届け出又は建築確認を受けずに設置した事業者から購入したもの
- (2) 賃貸の目的で建物を建築し又所有しているもの
- (3) 町税等を滞納しているもの
- (4) 町長が補助金の交付について不相当と認めたもの

4 補助金額

補助金は、高度処理型合併浄化槽の設置に要した費用の4割分の3分の1に5割分を加えた額以内とします。

＜合併浄化槽の人槽について＞

合併浄化槽の人槽は、基本的には住宅の延べ床面積で決まります。

	5人槽	7人槽	10人槽
延べ床面積	130㎡以下	130㎡を超える	台所及び浴槽が2箇所以上の世帯

＜設置に対する補助金について＞

標準工事費は、「平成20年度 廃棄物処理施設整備実務必携」を参照して提示。

人槽区分	標準工事費	補助限度額
5人槽	1,020,000	645,000円
6～7人槽	1,134,000	718,000円
8人槽以上	1,380,000	873,000円

5 浄化槽の維持管理について

浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)は個人にて維持管理

台所で 食用油、調理クズ、食べ残しなどを流さないようにしましょう。
食器やフライパンに残った油は、紙や布にしみ込ませて「燃えるゴミ」として処理しましょう。



浴室で “イオウ温泉系”の湯の華や入浴剤は使用しないでください。
風呂の湯の排水は、ある程度さましてからにしましょう。
大量の熱い湯の流入はバクテリアの働きによくありません。



洗濯で 洗剤はできるだけ無リンのものを適量使用しましょう。
多量の使用は水を汚すだけで無駄。また、リンは富栄養化を促し、水質の汚染源になります。

